

北関東防衛局達第25号
改正 平成20年 4月28日北関東防衛局達第15号
平成23年 4月 1日北関東防衛局達第15号
平成31年 4月24日北関東防衛局達第 4号

防衛省の会計監査に関する訓令第28条（昭和33年防衛庁訓令第40号）の規定に基づき、北関東防衛局における会計監査に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局における会計監査に関する達

（目的）

第1条 この達は、北関東防衛局が行う会計監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（監査官）

第2条 防衛省の会計監査に関する訓令（以下「訓令」という。）第4条第2項に規定する職員（以下「監査官」という。）は、北関東防衛局会計監査官及び別に指定する職員とする。

2 前項の指名は、係長以上の職にある者の中から、別記第1号様式により行うものとする。

（監査の指示）

第3条 北関東防衛局長は、訓令第12条の規定に基づき作成した監査計画書をもって、監査官に、監査の実施を指示するものとする。

（書面監査）

第4条 訓令第9条に定める書面監査は、次の各号に掲げる書類について行う。

- (1) 計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）の規定により会計検査院に提出する計算書及び証拠書類等
- (2) 前号のほか、局長が必要と認める書類

（実地監査）

第5条 実地監査は、局長が定める監査計画書に基づき、本局、各地方防衛事務所及び出張所において実施する。

（実地監査の報告）

第6条 監査官は、実地監査終了後速やかに、別記第2号様式に定める実地監査報告書を作成し、局長に報告するものとする。

（会計検査等の事務）

第7条 会計検査及び防衛省内部部局の職員が行う会計監査についての連絡及び調整に関する事務は、北関東防衛局会計監査官が行うものとする。

2 局長は、必要があると認めるときは、北関東防衛局総務部会計課に所属する職員及びその他必要な職員を、会計監査官の補助者として指定し、前項に定める事務を行わせることができる。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年4月28日北関東防衛局達第15号）

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則（平成23年4月1日北関東防衛局達第15号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月24日北関東防衛局達第4号）

この達は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

実地監査報告書

1 被監査機関名

2 監査実施期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

3 監査の種類

4 監査官の所属官職氏名印

所属
氏名 印

5 監査結果

監査事項	意見又は改善指導の内容等